八雲町下水道事業 地方公営企業法適用 基本方針(素案)

一目 次一

| 1. | はじめに | 1 |
|-----|----------------------|---|
| 2. | 法適用化の背景 | 2 |
| 3. | 法適用化の目的 | 5 |
| 4. | 八雲町下水道事業の概要 | 9 |
| 5. | 法適用化基本方針 (案) ······1 | 3 |
| 6. | 固定資産台帳の整備1 | 5 |
| 7. | 移行事務手続き2 | 2 |
| 8. | システム導入基本方針2 | 8 |
| 9 . | さいごに2 | Ç |

※本書では、地方公営企業法を適用することを「法適用化」と表す。

【関連する主な法律等】

- ・地方公営企業法
- 地方公営企業法施行令
- 地方公営企業法施行規則
- ・地方自治法
- ・地方財政法

1. はじめに

八雲町では、八雲地域が市街地の発展による下水道整備の必要性から、平成3年10月に 八雲地区の市街地約97.3ha について、公共下水道事業の認可取得、下水道整備に着手し、 平成8年3月に供用開始し、落部地区で平成6年に落部、入沢の各一部約74.8ha について、 農業集落排水事業の採択、施設整備に着手し、平成10年10月に供用開始した。

熊石地域は、平成7年11月に熊石処理区の市街地中心部90haについて、下水道事業認可 取得、下水道整備に着手し、平成13年3月に供用開始した。

令和元年度末における下水道(農業集落排水を含む)整備率は、八雲地域が99.9%、熊石地域が96.8%と、施設整備は概ね完了しており、今後は施設の修繕・更新が増えてくることが予測されるため、適切な維持管理を進めていくことが重要になるものと思われる。

八雲町の下水道事業は、公共用水域の保全や生活環境の向上に重要な役割を担っているが、 人口減少や節水志向による一人当たりの水道使用量の減少により、使用料収入が減少傾向と なる一方で、汚水ポンプ場及びマンホールポンプ所の機械・電気設備等施設の老朽化が進み、 維持管理費が増大傾向にあり、将来にわたって大きな課題を抱えている。

これらの課題を解決していくため、今後、収益力の向上だけでなく、機器等の更新による 施設の長寿命化を図っていくことが必要不可欠である。

また、下水道事業が長期的に安定した経営を維持していくためには、現金の収支のみで経理する官庁会計方式(単式簿記・現金主義)ではなく、民間企業の会計基準と同様に資産の保有状況や経費区分を明確にする地方公営企業法を適用した企業会計方式(複式簿記・発生主義)に移行することが必要であり、財務諸表を公表・比較することで経営の「見える化」を図り、より一層の経営の効率化と経営基盤の強化を図ることが求められている。

本基本方針は、下水道事業を中長期的な計画経営のもと、将来的に安定した経営を持続させるため、必要不可欠となる企業会計方式を導入するため、今後発生する主な作業や事務手続き等を整理し、地方公営企業法適用に必要な移行業務を効率的かつ円滑に進めることを目的に定めるものである。

※参考:地方公営企業法とは

地方公営企業法とは、地方公共団体の経営する企業の組織や財務等の措置を定めたもの。昭和27年8月に制定。下水道事業は、昭和38年の地方公営企業法の改正により、職員数100人以上の事業に対して地方公営企業法の財務規定等一部適用を義務化(企業会計の適用)したが、昭和41年の法改正により下水道事業の法適用は任意となった(一般会計との連携が密であり、法適用による実益が少ないと考えられたため)。地方公営企業法は、「地方公営企業が、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」(第3条)ことを経営の基本原則として、公営企業にかかる組織、財務、職員の身分取扱い等に関し地方自治法等の規定の特例を定めたものである。

2. 法適用化の背景

地方公営企業として位置づけられている下水道事業は、事業開始時に八雲町はじめ多くの 自治体で官庁会計方式(特別会計:単年度収支)を採用し運営されてきた。

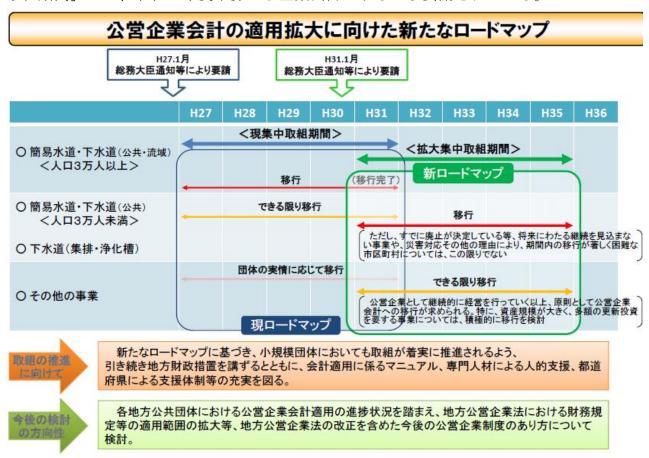
少子高齢化に伴う人口減少、核家族化や節水志向により使用料収入は減少し、既存施設の 老朽化対策を進めている中で、財政状況は厳しい状況となっている。

下水道事業は「整備拡張の時代」から「維持管理の時代」にシフトし、経費内容の明確化や事業経営の効率化、保有資産の適正管理による計画的な経営が求められている。

企業会計方式とすることで、資産状況や現金の動きを適正に把握した中長期的な投資・財政計画、類似団体との経営比較分析を行い、住民と情報共有し適正な料金体系や経営状況の「見える化」を図る必要がある。

(1) 総務省からの要請

平成31年1月総務省より発出された「公営企業会計の適用の更なる推進」に関するロードマップでは、人口3万人未満の自治体においても、令和元年度から令和5年度を「拡大集中取組期間」とし、令和6年度予算から企業会計とするよう要請されている。



※総務省平成31年1月「適用推進の概要」より抜粋

(2)下水道事業の状況

八雲町の下水道事業は、令和元年度末において、公共下水道の水洗化率が95.1%、特定環境保全公共下水道の水洗化率が87.2%、農業集落排水の水洗化率が65.3%となっている。

| 区分 | 公共 | 特環 | 農集 | |
|----------|-------|----------|-------|--|
| 平成 27 年度 | 98.0% | 80.1% | 61.3% | |
| 平成 28 年度 | 98.7% | 8 2. 3 % | 60.5% | |
| 平成 29 年度 | 97.7% | 83.4% | 61.2% | |
| 平成 30 年度 | 94.5% | 83.9% | 63.0% | |
| 令和元年度 | 95.1% | 87.2% | 65.3% | |

■八雲町の水洗化の推移

一方で、今後、少子高齢化に伴う人口減少や節水機器の普及、単身世帯の増加等により、使用料の減収が予測される中で、安定した事業経営の実現を図り、持続的なサービスを提供していくためには、老朽化した施設の更新を実施しながら経営基盤強化への取り組みを進めることが重要な課題となっている。

(3) ストックマネジメントの推進

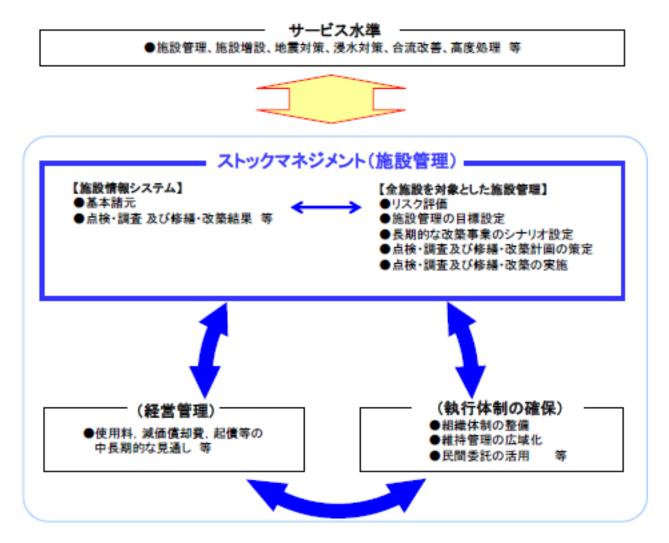
下水道事業の目的である公衆衛生の向上と公共用水域の保全を継続的に行うためには、老朽化する施設や管渠の更新が必要不可欠となっている。

公共下水道事業等は、平成31年度より国の社会資本総合整備計画に基づいたストックマネジメント計画に着手し、管渠、ポンプ施設、マンホール蓋の改築更新を国の社会資本整備総合交付金を活用し更新事業を実施している。

また、農業集落排水事業についても、平成30年度より北海道土地改良事業団連合会に委託し、長寿命化のための計画(最適整備構想)を策定、施設の調査診断を行い、令和4年度から更新工事を実施する予定である。

これまでは、汚水ポンプ場及びマンホールポンプ所の一部の機械・電気設備更新が、交付金対象事業となっていたが、令和元年度以降は全ての下水道資産を対象とした更新計画「ストックマネジメント計画」に基づく更新事業が、国の交付金対象要件となったことから、八雲町においても「ストックマネジメント計画」を策定し更新事業を進めていくこととする。

■ストックマネジメントイメージ(国土交通省「ストックマネジメントの推進」より)



(4) 経営戦略の推進

地方公営企業が、将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を、安定的に継続することが可能となるよう、総務省では、「経営戦略」の策定推進について」を発出し、各地方公共団体に対して「経営戦略策定ガイドライン」を示し、令和2年度までの「経営戦略」策定を要請していている。総務省では、議会や住民の理解を得ながら、早期に「経営戦略」を策定すべきこと、また、策定済みの「経営戦略」についてもPDCAサイクルを通じて質を高めていくことが求められている。八雲町においても、下水道事業及び農業集落排水事業において、平成29年3月に平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする経営戦略を策定した。しかし、官庁会計から公営企業会計への移行にあたり、見直しの必要がある。経営戦略を策定する目的は、事業の継続性の確保であり、施設・設備の投資見通しである「投資試算」と支出の財源見通しである「財政試算」を、均衡させた「投資・財政計画(収支計画)」が経営戦略の内容の中心となる。これに沿って、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に向けた取り組みが必要になっている。

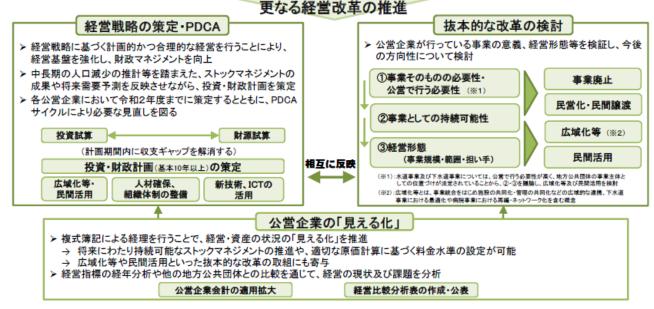
公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大



- 〇 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービス を確保することが困難となることが懸念



※総務省「地方公営企業等の現状と課題」より抜粋

3. 法適用化の目的

(1) 法適用化の意義

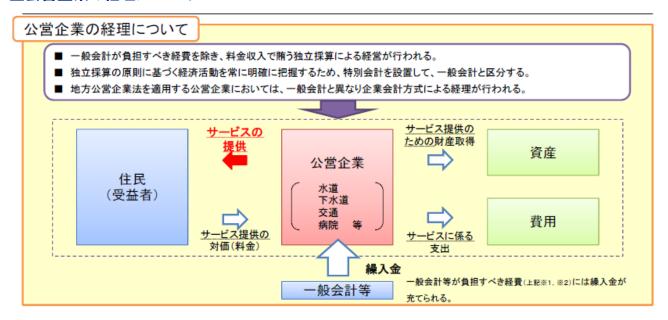
地方公営企業経営に要する経費は、利用者負担で賄うよう「独立採算制」を原則としているが、使用料収入で経費の全てを賄えるものではなく、一般会計からの繰入金や企業債の発行により、維持管理や建設改良事業を実施している。

- 一般会計からの繰入金には、総務省通知に基づく「基準内繰入金」と、実質的な赤字補でんとなる「基準外繰入金」があり、使用料収入が減少すると「基準外繰入金」が増加する。
- 一般会計においても、少子高齢化に伴う人口減少の影響もあり、税収が増加することは期待できず、国からの交付税も削減傾向にあることから、多様化する住民サービスを継続的に行うためには財源確保が課題である中で、下水道事業への基準外繰出金が増加することは、地方公共団体の財政運営にも大きく影響する。

このような中で、持続的な下水道事業を運営していくためには、経営状況を正しく捉え、利用者に対して経営状況を説明し、理解を求めていく必要がある。

事業の経営成績や財政状況を明確に把握するためには、保有資産の状況や現金残高、留保 財源の状況を、正確に把握することができる複式簿記の手法を取り入れて経理する「企業会 計方式」を、採用することが有効と考えられる。

■公営企業の経理について



※総務省「地方公営企業等の現状と課題」より抜粋

(2) 法適用化の目的

長期的に安定した下水道事業経営を実現していくためには、企業会計方式を導入して経理内容を明確にしていくことが重要である。

法適用化の目的は、安定した下水道サービスの提供を実現するため、経営基盤の強化を図り「持続可能な下水道事業経営の確立」を図ることである。

(3) 法適用化の効果

法適用化することで、官庁会計方式とは違う様々な効果が期待されるが、主な効果は次の通りである。

■法適用化の効果

① 経営状況の明確化

企業会計方式では収支を損益取引と資本取引に区分することから、経営状況を明確に把握することができ、その分析を通じて将来の経営計画が適切に策定できる。また、企業会計方式では発生主義が採用されており、現金の収支を伴わない取引についても経理されるため、一定期間内や特定時点の財務状態が明確になる。

② 会計制度上のメリット

利益や欠損の繰越し、資金の内部留保が可能であり、長期的な施策が立て易くなる。

③ 使用料の適切な算定

企業会計方式では減価償却の概念が取り入れられるため、適切な期間損益計算が行われることとなり、使用料の算定基礎となる部分が明確になる。

④ 説明責任の向上

経営状況の明確化は、使用料改定等、議会や住民に財務状況を説明する際に理解を得やすくなる。

⑤ 経営意識の向上

適切な経費負担区分を前提とした独立採算の原則により、職員の意識改革を促し経営意識の向上が期待できる。

⑥ 消費税上のメリット

企業会計方式の場合、一般会計繰入金の使途を減価償却費に充当したり、建設改良費のための出 資金として受け入れることで、支払消費税額を削減できる場合がある。

(4) 会計方法の違い

現在の特別会計方式を「官庁会計方式」といい、法適用化後の会計方式を「企業会計方式」という。

官庁会計方式では、予算とその執行状況により現金取引に基づき経理するが、企業会計方式では、簿記の原理に基づく経理に予算制度を加えた会計方式となる。

■会計方法の違い

| 項目 | 官庁会計 | 公営企業会計 | |
|-----------|--------------------------|--------------------------|--|
| 予算区分 | 歳入·歳出 | 収益的収支·資本的収支 | |
| 経理方法 | 現金主義による単式簿記 | 発生主義による複式簿記 | |
| 資産状況 | 財産台帳 | 固定資産台帳の備え付け 減価償却制度の導入 | |
| 出納整理期間 | 5 月末まで | なし(3 月末締め) | |
| 経営分析 | 単年度現金決算のため経営状況の把 握が困難 | 複式簿記によって経営状況が明確に 把握できる。 | |
| | 【歳入歳出決算書】 | 【損益計算書】 | |
| | 歳出歳入 | 費用 収益 | |
| 決 算 | | 【貸借対照表】 | |
| <i>"</i> | るため問題点が見つけにくい | 負債 | |
| | | 資本 (純資産) | |

4. 八雲町下水道事業の概要

(1) 下水道事業の概要 (令和元年度末現在)

| 区分 | | 公共下水道 | | 農業集落排水 | |
|-------------|-----|-------------|---------|-------------|--------------|
| | | 八雲処理区 | 熊石処理区 | 落部地区 | |
| 排除方式 | | 分流式 | 分流式 | 分流式 | |
| | | 供用開始 | 平成8年3月 | 平成 13 年 3 月 | 平成 10 年 10 月 |
| | 汚 | 事業計画区域(ha) | 489. 7 | 117. 5 | 68.6 |
| | 水 | 整備済み区域(ha) | 460. 5 | 114. 8 | 68.6 |
| 面積 | | 整備率(%) | 94. 04 | 97. 70 | 100.0 |
| 付 | 雨 | 事業計画区域(ha) | 416. 1 | 8.9 | _ |
| | 水 | 整備済み区域(ha) | 416. 1 | 8.9 | _ |
| | /// | 整備率(%) | 100.00 | 100.00 | _ |
| | | 行政人口(人) a | 11, 918 | 2, 086 | 2, 113 |
| 人口 | | 事業計画人口(人) | 9, 690 | 1, 750 | 1, 971 |
| | Н | 処理区域人口(人) b | 9, 648 | 1,778 | 1, 397 |
| | | 普及率(%) b/a | 81.0 | 85. 2 | 66. 1 |

(2) 下水道事業の管理数量 (令和元年度末現在)

| 種別 | 計画数量 | 既設数量 | 備考 |
|-------------|------------|------------|----|
| 汚水管渠 | 八雲 67,625m | 八雲 66,000m | |
| | 熊石 30,715m | 熊石 29,936m | |
| | 落部 14,630m | 落部 13,862m | |
| 下水道終末処理場 | 八雲 1箇所 | 八雲 1箇所 | |
| | 熊石 1箇所 | 熊石 1箇所 | |
| | 落部 1箇所 | 落部 1箇所 | |
| 汚水マンホールポンプ所 | 八雲 9箇所 | 八雲 8箇所 | |
| | 熊石 18 箇所 | 熊石 18 箇所 | |
| | 落部 6 箇所 | 落部 6箇所 | |
| 雨水管渠 | 八雲 37,605m | 八雲 37,605m | |
| | 熊石 440m | 熊石 440m | |
| 雨水ポンプ場 | 八雲 1箇所 | 八雲 1箇所 | 真萩 |

(3) 下水道汚水終末処理場の概要 (令和元年度末現在)

| 区分 | 八雲地区 | 熊石地区 | 落部地区 |
|------|-------------------|-------------------|------------------|
| 処理場名 | 八雲下水浄化センター | 熊石浄化センター | 落部地区農業集落排水施設 |
| 処理方式 | オキシデーションディッチ法 | オキシデーションディッチ法 | オキシデーションディッチ法 |
| 敷地面積 | 30, 000 m² | 11, 948 m² | 1, 990 m² |
| 処理能力 | 晴天時最大 3,840.0 ㎡/日 | 晴天時最大 1,420.0 ㎡/日 | 晴天時最大 650.4 m³/日 |

(4) 下水道汚水マンホールポンプ所の概要(令和元年度末現在)

| 区分 | 八雲処理区 | 熊石処理区 | 落部地区 |
|-------|--|---|--------------------------|
| 事業計画数 | 9 箇所 | 18箇所 | 6 箇所 |
| 事業設置数 | 8 箇所 | 18箇所 | 6 箇所 |
| ポンプ所名 | 元町、真萩、栄、内浦、立岩、 ハシノスベツ、浜松第1、 浜松第2 | 鳴神、鳴神第2、根崎、 熊石漁港、根崎団地、 畳岩、平、鮎川、見日、 浜中、浜中グラインダー、 黒岩、泊川、 泊川グラインダー、 館平、相沼、相沼川、折戸 | 右岸、漁港、駅前、入沢、 川向、11 町内 |

(5) 下水道事業の沿革 (令和元年度末現在)

1. 八雲地区

| 平成 3年10月 | 都市計画決定・事業計画認可 | | |
|--------------|----------------------------------|--|--|
| 平成 3年11月 | 都市計画事業認可 | | |
| 平成 7年 9月 | 事業計画変更認可(区域拡大、処理場能力変更、認可年次延伸) | | |
| 平成 11 年 12 月 | 同 上 (区域拡大、認可年次延伸) | | |
| 平成 14 年 3 月 | 同 上 (区域拡大、処理場能力変更、認可年次延伸) | | |
| 平成 14 年 5 月 | 同 上 | | |
| | (区域拡大(道立公園他編入)、汚水量原単位見直し、認可年次延伸) | | |
| 平成 17 年 8 月 | 同 上 (計画放流水量設定、脱水機機種変更) | | |
| 平成 21 年 1月 | 同 上 (全体計画見直し、2町合併認可統合) | | |
| 平成 23 年 2月 | 同 上 (道道整備に伴う汚水・雨水幹線の変更) | | |
| 平成 27 年 3 月 | 事業計画変更 (認可) | | |
| | (区域拡大、認可年次延伸、水量・水質の変更、処理場能力の変更) | | |
| 平成 29 年 1月 | 同 上 | | |
| | (MICS事業を下水道事業へ位置付け、下水道法改正に係る変更) | | |

2. 熊石地区

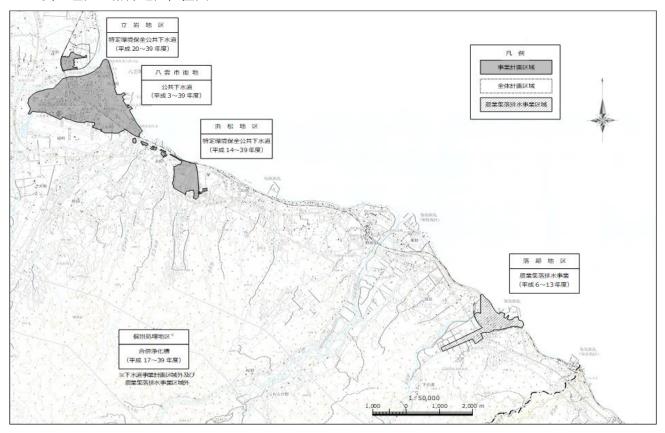
| 平成 7年11月 | 事業計画認可(当初) | | |
|--------------|----------------------------------|--|--|
| 平成 12 年 3 月 | 事業計画変更認可(区域拡大(折戸地区)、処理場名称・配置変更) | | |
| 平成 13 年 8 月 | 同 上 (雨水排水区(相沼地区 8.94ha)認可取得) | | |
| 平成 16 年 9 月 | 同 上 | | |
| | (区域拡大(折戸地区、平地区)、処理場認可1池追加※3/3系列) | | |
| 平成 19 年 10 月 | 同上 | | |
| | (区域拡大(青少年旅行村 4.0ha)、計画放流水量の設定) | | |
| 平成 21 年 1月 | 同 上 (全体計画見直し、2町合併認可統合) | | |
| 平成 27 年 3 月 | 事業計画変更 (認可) | | |
| | (区域変更、計画年次延伸、水量・水質の変更、処理場能力の変更) | | |
| 平成 29 年 1月 | 同 上 (下水道法改正に係る変更) | | |
| 平成 30 年 3 月 | 事業計画変更 (認可) | | |
| | (区域変更、計画年次延伸、水量・水質の変更) | | |
| | | | |

3. 落部地区

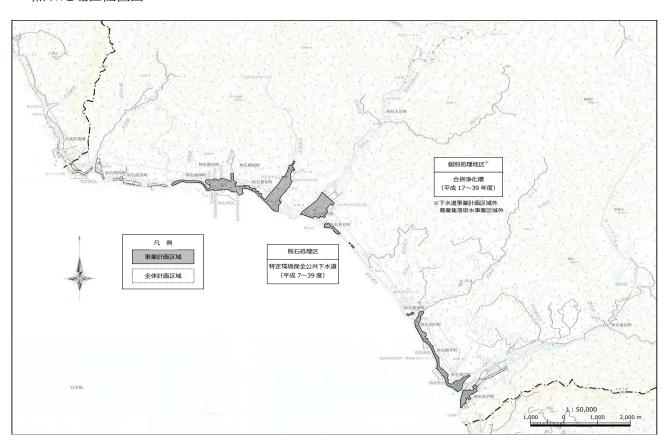
| 平成 6年 | 事業採択、事業着手 | | |
|--------------|-------------------------------|--|--|
| 平成 10 年 10 月 | 供用開始 | | |
| 平成 30 年 3 月 | 事業計画変更(面積変更、計画年次延伸、水量・水質の見直し) | | |

下水道事業地方公営企業法適用基本方針

八雲処理区·落部地区位置図



熊石処理区位置図



5. 法適用化基本計画(案)

(1) 対象事業

法適用化対象事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の3事業とする。

(2) 法適用の範囲

八雲町の水道事業が既に企業会計であることや水道事業と下水道事業を環境水道課で行っている現状に加え、将来必要が生じた場合には全部適用へ移行すること等も視野に入れて、 一部適用」を採用する。

| 項目 | 全部適用 | | 一部 | 適用 |
|------|----------|--------|---------|----------|
| 事務体制 | 管理者設置 | 管理者非設置 | 会計管理者に | 会計管理者に |
| | | | 事務委任しない | 事務委任する |
| | 首 長 | 首 長 | 首 長 | 首 長 |
| | 管 理 者 | | | |
| | 企業出納員 | 企業出納員 | 企業出納員 | 企業出納員 |
| 出納及び | 企業出納員 | 企業出納員 | 企業出納員 | 企業出納員 |
| 会計事務 | | | | |
| 予算調整 | 管理者が原案作成 | 首長が調整 | 首長が調整 | 首長が調整 |
| 決算調整 | 管理者が調整 | 首長が調整 | 首長が調整 | 会計管理者が調整 |

■全部適用と一部適用の比較(概要)

| 項目 全部適用 | | 財務規定等一部適用 | |
|--------------------------|--------------------------|----------------|--|
| 適用される規定 地方公営企業法のすべての規定 貝 | | 財務規定等のみ | |
| 会計方式 | 企業会計 | 企業会計 | |
| 組織体制 | 原則として管理者を設置 管理者が業務を執行 | 地方公共団体の長が業務を執行 | |
| 職員の身分 | 地方公営企業労働関係法の適用 | 地方公務員法の適用 | |

なお、適用の範囲(全部適用・財務規定等一部適用)に関する相違点はそれぞれ次ページのとおりである。

※参考: 地方公営企業法適用の様態の分類

- ◎法の規定の全部が当然に適用されるもの(全部適用)
 - →水道事業やガス事業等の法定7事業
- ◎財務規定等が当然に適用されるもの(財務規定等一部適用)
 - →病院事業
- ◎法の規定が当然には適用されないもの(任意適用)

(3) 組織体制

現組織体制は、既に環境水道課として水道事業と下水道事業を一体的に運営する組織形態・人員配置となっており、地方公営企業局などといった、水道事業と下水道事業を一本化する必要はないため、現状を維持するものとする。

なお、法適用化事務にあたっては、特に令和3年度以降に業務量が増大するため、適正な 人材の配置を検討する必要がある。

また、これまでの特別会計から企業会計へ移行するため、公金管理や経理・会計の業務の ルール化が必要である。

法適用前の出納及びその他の会計事務については、会計管理者の権限で行っていたものであるが、一部適用においては、会計管理者へ事務委任が必要である。

一部適用の場合は、企業の「出納その他の会計事務及び決算に係るもの」に関して、会計管理者に事務委任するか否かを選択する必要がある。会計管理者に事務委任する場合、その旨を条例で定めることになる。なお、出納その他の会計事務及び決算に係るものの定義は、公金の収納又は支払いに関する事務等、以下に示すとおりである。

■「出納その他の会計事務及び決算に係るもの」の定義

①公金の収納又は支払いに関する事務

公金の収納及び支払を行うとともに、これに付随する事務を行い、又は公金の出納事務の一部を 出納取扱金融機関に行わせる場合において、当該出納取扱金融機関を支払人として収納及び支払に 直接関係する事務を指す。

②公金の保管に関する事務

業務上必要な範囲において公金を保管し、又は保管のために現金を出納取扱金融機関等に預け入れること等に関する必要な事務及びこれに関連する事務を指す。

- ③事務用消耗品等の一括購入に係る出納及び保管に関する権限
- ④物品の出納及び保管に関する事務
- ⑤有価証券の出納及び保管に関する事務
- ⑥支出負担行為に関する確認を行うこと
- ⑦現金及び財産の記録管理に関する事務
- ⑧決算に関する権限

予算の予備手続きとしての実地たな卸しの実施、決算整理記入等を含み、また、決算報告書又は 損益計算書等の財務諸表の作成に関する事務に係る権限を含むものである。

(4) 法適用の期日及びスケジュール

総務省は、令和6年3月までに法適用化すること(令和6年4月1日より適用)を要請している。八雲町においては、不測の事態等に備えるため、期限の1年前である令和5年4月1日を法適用の期日とし、そのスケジュールを次のとおりとする。

| | | | | 主な科 | 8行スク | ァジュー | -ル(淳 | €) | | | | | | | | |
|-------------------|-----|-----|-------|-----|------|------|------|-----|-------|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|
| | | | 令和3年度 | | | | 令和 4 | 1年度 | 令和5年度 | | | | | | | |
| 作業項目 | ~6月 | ~9月 | ~12月 | ~3月 | ~6月 | ~9月 | ~12月 | ~3月 | ~6月 | ~9月 | ~12月 | ~3月 | ~6月 | ~9月 | ~12月 | ~33 |
| . 地方公営企業法適用基本計画策定 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)全体構築 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 資料等の整理 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3)基本計画策定 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| .固定資産台帳の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 固定資産調査・整理 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 評価・金額の決定 | | | | | | | | | | | | | | | | П |
| (3) 受贈資産・不明資産の処理 | | | | | | | | | | | | | | | | П |
| . 法適用に伴う事務手続き | | | | | | | | | | | | | | | | Ш |
| (1)条例・規則等の制定・改正 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)関係部署との事務調整 | | | | | | | | | | | | | | | | Ш |
| (3)予算・決算関係 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 税務署・総務省への届出 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| . 会計システム構築 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)運用方針の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)システム構築 | | | | | | | | | | | | | | | | П |
| (3)システム運用 | | | | | | | | | | | | | | | | |

6. 固定資産台帳の整備

(1) 固定資産の概要

法適用化にあたって導入される経理方式(複式簿記)において、処理施設や下水道管渠のようにその支出の効果が長期にわたって持続するもの(資産)については、建設あるいは取得した年度の一時的な費用ではなく物的な財産として認識し、翌年度以降に減価償却費として費用計上することになる。

また、地方公営企業法第20条第2項及び同法附則2項の規定に基づき、これまでに投下された建設事業費が、有形あるいは無形の財産としてどのような価値を持つ状態で存在し、かつ運用されているか、また、将来においてどのような費用が生ずるかを明らかにする必要があるため、資産の全量調査を行うこととする。

◇地方公営企業法

(計理の方法)

第二十条

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

附則抄

(資産の再評価)

2 地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。

下水道事業地方公営企業法適用基本方針

資産は、「固定資産」、「流動資産」および「繰延資産」の三つに大きく分類される。「固定 資産」と「流動資産」の区分は、その資産が換金されるまでの期間の長短によって分類され、 1年という期間を設定し、その期間内に換金し得るものを「流動資産」、そうでないものを 「固定資産」に分類するワンイヤールールの原則が採用されている。

さらに固定資産については、その資産の形態に応じて「有形固定資産」、「無形固定資産」、 および「投資その他資産」に分類される。

なお、「繰延資産」は、鉄道事業法において計上が認められているもののみが対象となる ので、下水道事業の法適用化にあたっては除外して良いものとされる。

| (ワンイヤールール) | 固 | 有形固定資産 | |
|------------|-------------|----------|---------|
| 1 年を超えるもの | 定 資 産 | 無形固定資産 | │ │ |
| . , | 産 | 投資その他の資産 | |
| 1年以内のもの | 流動資產 | ± E | 取引交換財貨等 |
| | 繰延資產 | Ė | |

固定資産については、その種類の異なるごとに以下の区分表に応じて分類することになる。

■固定資産の区分表(例)

| | | 区分 | 説 明 | | | | | | | | |
|--------|-------|---------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 土地 | | 事務所、施設用等のための用地等 | | | | | | | | |
| | | 事務所用地 | 庁舎等専ら事務所のために用いる用地 | | | | | | | | |
| | | 汚水施設用地 | 管路、中継ポンプ場、処理場用地等施設のために用いる用地 | | | | | | | | |
| | | その他用地, | 倉庫等上記以外の用地 | | | | | | | | |
| | 建物 | | 事務所、施設用等の建物であり、建物に付随する電気、冷暖房、換気等の 備を含む | | | | | | | | |
| | | 事務所用建物 | 庁舎等専ら事務所の用に供されている建物 | | | | | | | | |
| | | 施設用建物 | ポンプ場、処理場等の施設用建物 | | | | | | | | |
| | | その他建物 | 倉庫等上記以外の用に供されている建物 | | | | | | | | |
| | 構築物 | | 下水管渠等土地に定着する土木施設及び工作物 | | | | | | | | |
| | | 汚水管路施設 | 汚水排水用の管渠、人孔、ます等の施設 | | | | | | | | |
| | | 雨水管路施設 | 雨水排水用の管渠、人孔等の施設 | | | | | | | | |
| 有形 | | ポンプ場施設 | 下水をポンプにより揚水又は圧送するための施設 | | | | | | | | |
| 固定 | | 処理場施設 | 下水処理のための施設 | | | | | | | | |
| 資 産 | | その他構築物 | 上記以外の構築物 | | | | | | | | |
| | 機械及 | び装置 | 下水の排水、処理等の作業用の機械及び装置 | | | | | | | | |
| | | 電気設備 | 下水設備の受配電設備、変圧器設備、マンホールポンプ設備の操作盤等 | | | | | | | | |
| | | ポンプ設備 | ポンプ設備等 | | | | | | | | |
| | | 処理機械設備 | 下水処理に要する設備等 | | | | | | | | |
| | | その他機械装置 | 上記以外の機械及び装置 | | | | | | | | |
| | 車両運 | 般具 | 自動車、車両及びその他陸上運搬具 | | | | | | | | |
| | 工具, 器 | 累具及び備品 | 機械及び装置の付属設備に含まれない工具、器具及び備品で、耐用年数1 年以上かつ取得価額10万円以上のもの | | | | | | | | |
| | リース資 | 全 | リース契約の内容によってリース資産計上の対象となったもの | | | | | | | | |
| | 建設仮 | 勘定 | 資産の取得を行ったが、未完成等の理由により当該資産が供用開始されない 場合など | | | | | | | | |
| | その他を | 有形固定資産 | 上記以外の有形固定資産 | | | | | | | | |
| 無 | 流域下 | 水道施設利用権 | 流域下水道建設に伴う費用を負担し、その施設を利用して公共下水道の排水を処理することができる権利 | | | | | | | | |
| 形固 | 水利権、 | 、地上権、借地権等 | 河川法、民法等に規程される権利 | | | | | | | | |
| 定 | 電話加力 | 入権 | 電話加入に係る設備負担金、加入料及び装置料 | | | | | | | | |
| 資 産 | ソフトウ | ェア | 電子利用機器に組み込まれるソフトウェア | | | | | | | | |
| | その他類 | 無形固定資産 | 上記以外の無形固定資産 | | | | | | | | |
| そ | 水洗トイ | (レ改造資金等貸付金 | 水洗トイレの改造及び宅地内排水設備工事費等に対する貸付金 | | | | | | | | |
| | 出資金 | | 外郭団体その他に出資した資金等 | | | | | | | | |
| の他資金 | 基金 | | 基金設置条例に基づき特定預金等の形態で保有するもの | | | | | | | | |
| 産 | その他対 | 資産 | 上記以外の投資資産 | | | | | | | | |
| _ | · | · | | | | | | | | | |

(2) 固定資産の調査方法

資産調査の方法に関しては、特に定まった規定等がないため、各事業主体の判断に委ねられている。そのため、資産の調査方法や整理単位などについては、今後の活用方法や資産調査に必要となる資料保管の状況などを考慮して決定する必要がある。

資産調査の方法については「下水道事業における企業会計導入の手引き(公益社団法人) 日本下水道協会」において紹介されている、①簡易整理手法、②標準整理手法、③詳細整理 手法の三区分を参考に検討を行った。

ケース I: 簡易整理手法(年間1資産、もしくは1工事1資産)

ケースⅡ:標準整理手法(1工事1資産とし下水道台帳との資産の突合を行う)

ケース皿:詳細整理手法(各資産単位で整理し下水道台帳との突合を行う)

■資産の整理手法

| 項目 | ① 簡易整理手法 | ② 標準整理手法 | ③ 詳細整理手法 |
|----------------------|---|--|---|
| 概要 | 勘定科目及び耐用年数の区分に沿った資産整理単位で調査・評価を実施する ※年度別、科目別等 | 管路:工事毎に整理 施設・設備等:主要機器別に 整理 ※資産内容を明確に分類す る(雨水・汚水) | 資産管理システムデータを 利用して整理 台帳システムがない場合は、 台帳システムの構築から始 める |
| 主要な調査資料 | 決算書・決算説明書、 工事履歴、決算統計、 施設工事設計書 | 決算書・決算説明書、下水道 工事履歴、完成図書、備品台 補助申請図書など | |
| 資産整理単位 | 勘定科目 | 勘定科目 工事毎 施設構成 | 勘定科目 工事毎管種口径別延長・設備 機器単位 |
| 作業の 難易度 | 工事台帳や設計書等より作 業を行うので特に専門的な 知識は必要としない | 資産が多種多様となるので、 ある程度の専門知識が必要 となる | 資産調査に加えて台帳作成 を行うために完成図書等を 理解する知識が求められる |
| 減価償却費の観点 | 資産区分が大きいため、実体 とそぐわず、経理上の資産と 実体資産が乖離していくこ とが考えられる | 資産区分が実態資産とほぼ一 用いることも可能であり、特 | 致するため、個別耐用年数を に問題はない |
| 異動処理 の対応 (除却等) | 除却資産の特定が難しい | | 台帳システムの情報を活用 できるため、 確実な除却資 産特定が可能となる |
| 適用性 | 資料等の状況や資産保有の ボリュームを見て、簡易手法 で実施する可能性を検討 | | により、標準と詳細整理手法 、最も合理的な資産管理が行 |

下水道資産の調査方法や資産の整理単位、減価償却費、異動処理(除却処理)を比較するとともに、固定資産整理手法(詳細整理手法)との整合性も検討し、「標準整理手法」を採用する。なお、標準整理手法を実施する上で必要となる資料が不明な場合には、簡易整理手法と組み合わせた資産整理単位とする。

ただし、一部において、より詳細に整理することが妥当であると考えられる場合には、詳細整理手法を加味することとし、一方で、資産調査に相当期間を有する場合等では、資産の重要性を考慮したうえで簡易整理手法による整理も可とする。

また、今後は固定資産台帳とストックマネジメントとの連携、さらに GIS システムとの連動も検討する。

固定資産台帳登録単位の検討を踏まえ、事務費、付帯経費、建設財源の配布の方法等を決定し、固定資産調査及び評価を実施するためのマニュアルを作成し、固定資産台帳を整備するうえで、必要な取得価額の算定手法を設定する。また、資産管理においては、将来の再整備や再構築を考慮し、水道台帳での管理が可能な単位で、整備可能な施設名、材質、規格、寸法、能力、数量、処理区等に、分類可能な固定資産台帳として検討する。ただし、構築する固定資産管理システムの管理単位との整合性を図るものとする。

固定資産調査及び資産評価における作業項目の主なものは、次のとおりである。

- ①資料収集、整理及び資産調査
- ②固定資産台帳整備検討及び固定資産管理単位の検討
- ③間接費の把握、配賦方針の決定及び配賦
- ④施設資産の調査及びデータ作成(設計書等資料を利用した管路施設の取得価額の算定及び目視可能な資産についての現地調査を含む)
- ⑤受贈資産、除却資産の調査及びデータ作成
- ⑥不明資産の調査及びデータ作成
- ⑦固定資産評価及び減価償却費の算出
- ⑧建設投資額、財源集計及び整理
- ⑨固定資産管理単位の設定及び調整 (固定資産管理システムの管理単位との調整)

(3) 資産評価

法適用化時点の資産の評価額(帳簿簿価)は、法適用化の直前までの減価償却累計額を取得価額(帳簿原価)から差し引き、その残高が取得価額(新帳簿原価)として算出する。

■取得価額の基本的な考え方

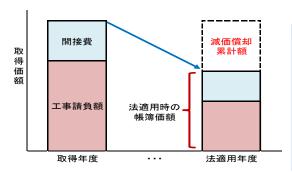
| 取得の形態 | 取得価額の考え方 |
|--------------|---|
| | 取得価額は、当該購入及び製作に直接要した価額及び付帯費である。自己による建設、製作、製造等による場合は、当該建設、製作、製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の総計を取得価額とする。 |
| 購入及び製作 | 資産取得に 係った一切 の費用 工事請負費 「付帯工事費」 「付帯工事費」 「額 工事内訳 価額 1 資産B 取得価額 2 資産C 取得価額 |
| 交換 | 自己所有の資産を譲渡し、その代償として固定資産を取得することが交換である。原則として交換直前の当該資産の帳簿価格に交換差金を加減したものを交換によって取得した資産の価額とする。 |
| 受贈 (無償譲受) | 住宅地区等の開発行為など民間等によって整備されたものを無償で地方公共団体が譲り受けるものなどが相当する。また、下水道事業において排水管のうち個人の所有に属しているものを以後の維持管理等のため無償で譲り受ける例などが多い。 譲受けの資産の取得価額が明らかな場合や資料等により容易に推定できる時は、これらを取得価額とする。 これ以外の場合については、適正な見積価額によることとする。 |

このように、法適用時点において、資産を新たに取得したとみなして、開始貸借対照表を 作成することから、法適用時点の「減価償却累計額=0円」となる。

ただし、老朽化が把握できる観点から、取得価額及び減価償却累計額を総額で表示することも可能である。

なお、新取得価額を算定する際の減価償却計算については、特に規定は存在しないが、補助金等に係らず資産価値は経過年数分下落していると考え、補助金等を含めた帳簿原価を償却する必要がある。

■資産評価の基本



減耗分

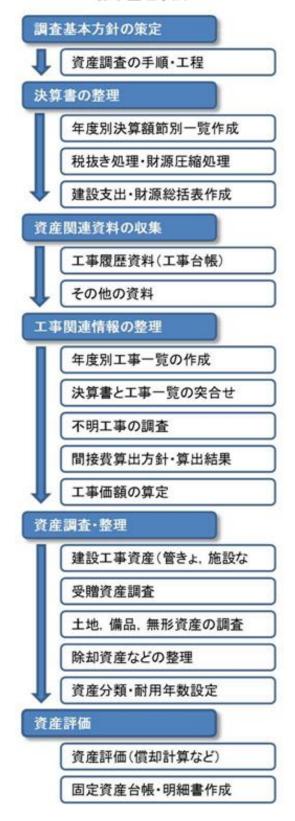
(年数経過による資産価値減少分)

地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。資産評価は取得原価主義が原則であるが、戦後インフレによる物価急騰が資産価値の増大をもたらしたため、資産原価を修正し、正しい減価償却を計算と、正確な損益計算を行うため、時価に合うように資産の価値を調整する事が必要となった。昭和27年3月31日(再評価基準日)に有していた資産が対象。

資産の再評価 (地方公営企業法附則 2)

(4) 固定資産台帳整備の流れ (標準整理手法)

標準整理手法



7. 移行事務手続き

(1)条例改正等

法の規程の全部または財務規程等が当然に適用される企業以外の地方公共団体の経営する企業(法定7事業および病院事業以外)で、主としてその経費を当該企業の経営に伴う収入をもって充てるものについて、地方公共団体は、条例で定めるところにより、法の規程の全部又は財務規程等を、条例で定める日から適用する事ができる。

公営企業法の適用にあたっては、全部適用と財務規程等の一部適用では改正等の範囲が異なるので、以下にその根拠法令等を示す。

■主な根拠法令

| 制定・改正等を要する条例・規則等の名称 | 全部適用 | 一部適用 |
|---------------------------------------|------|------|
| 総則に関する条例・規則等 | | |
| 公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について定める条例 | 0 | 0 |
| 組織に関する条例・規則等 | | |
| 管理者を置かず、又は二以上の事業に通じて管理者一人を置く場合、その旨の条例 | 0 | |
| 企業管理規程 ※財務や職員の身分取扱いに関する規程等を含む | 0 | |
| 管理者の権限に属する事務を処理させるための必要な組織に関する条例 | 0 | |
| 財務に関する条例・規則等 | | |
| 二以上の事業を通じて一の特別会計とする場合には、その旨の条例 | 0 | |
| 予算の調整及び議決 | 0 | 0 |
| 企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取扱わせる金融機関の指定 | 0 | 0 |
| 予算で定めなければならない重要な資産の取得又は処分を定める条例 | 0 | 0 |
| 企業出納員及び現金取扱員の任命 | | 0 |
| 企業の会計事務の処理の特例に関する規則(会計規程に相当するもの) | | 0 |
| 職員の身分取扱に関する条例・規則等 | | |
| 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 | 0 | |
| 地方公務員法第36条の規程が適用される企業職員の職の長の指定 | 0 | |
| 雑則に関する条例・規則等 | | |
| 企業の業務状況を説明する書類に関する条例 | 0 | 0 |

(2) 関係部局との調整

法適用化により、現行の条例・規則や経理方法等が大きく変わるため、多くの関係部局との調整が必要となるので、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道事業における公営企業会計導入の手引き」を参考とし、次のとおり整理する。

| | <u></u> 頁目 | 別子別さ」を参考とし、次のとわり登珪する。 調整事項 | 関連部局 |
|--------------|--|--------------------------------|---------|
| 糸 | 且織 | 人事関係の調整 | 総務課 |
| | 1-4 | 打切決算スケジュール調整 | |
| | | 引継ぎ金及び収納事務の移行調整 | |
| | | 移行前一般会計繰入金の入金時期の調整 | |
| 経 | | 移行前年度の起債の申請時期及び入金時期の調整 | |
| | 异 | 一時借入金の調整 | |
| 理 | ₩ r | 移行前年度の予算編成スケジュール調整 | 日本立久⇒田 |
| | | 予算科目・勘定科目の検討 | 財務課 |
| 事 | | 退職手当の負担方法等について調整 | 会計課 |
| | | 移行後の一般会計繰入金(負担金、補助金、出資金) | |
| 務 | | 各種事務に対する経費の負担について調整 | |
| | JJX. | 予算書の製本等について | |
| | 運 | 移行後の起債発行事務フローの確認 (申請事務及び銀行折衝等) | |
| | 打切決算新予算編成運用契約ス関会会< | 移行後の一時借入金事務フローの確認(手順及び借入先等) | |
| ≢刀≪ | 力事教 | 契約検査事務、事務に対する経費について | 会計課 |
| 契約事務 | | 契約情報のホームページでの公表に関する調整 | 建設課 |
| シス | ステム | 各種システムの導入 | 政策推進課 |
| B | 関連 | 庁内 LAN に関する調整 | 情報政策係 |
| 久 | | 条例・規則の改正スケジュールの整理 | 総務課 |
| 木 | :四 寸 | 条例・規則の新設・改廃(案)の作成・決裁 | 小心4分 F木 |
| E | 事務予算編成運用契約ス関シ関条例等 | 例月監査の実施内容及び時期の確認 | 監査室 |
| 'n | m. H. | 下水道事業独自事項の説明 | 温县主 |
| | | 出納取扱金融機関(指定予定)の銀行本店及び総括店に協力依頼 | |
| | | 同行の関係者に対する法適用実施スケジュールの概要説明 | |
| 金融機 閨 | | 同行の関係者との契約書、協定に関する打合せ | |
| 金融機関 | 各金融機関から指定を受けることの内諾書を受理 | 会計課 | |
| | 金融機関 | 指定する金融機関、契約、協定書及び担保の徴収について決裁 | |
| | | 企業会計に対応する伝票・日報等手続き方法の確認 | |
| | | 年度末前後の収納金の扱いについて | |
| 財産 | • 備品 | 所有財産及び備品の移管、経費負担等について調整 | 総務課管財係 |
| そ | の他 | 下水道関連施設の賠償責任保険等申請の有無 | 総務課管財係 |

(3)予算編成

①予算編成フロー

法適用化に伴い、官庁会計から公営企業会計(複式簿記)による予算編成等を行う。

■予算書の作成

①予定開始貸借対照表の作成

法適用日から発生主義に基づく経理が行われ会計記帳が開始されるので、法適用日時点において 「開始貸借対照表」を作成する必要がある。先に評価を行った固定資産のほか、未収金や基金等の 金融資産や負債等の整理を行い、開始時点での財務状態を表す。

②収益的収入及び支出予算(3条予算)

当該年度の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益と、それに対応する全ての費用を計上する。

③資本的収入及び支出予算(4条予算)

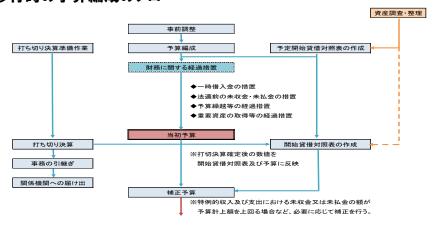
施設の建設改良に関する投資的な収入と支出で、将来の経営活動の基礎となり収益に結びついていくものを資本的収支といい、具体的には、収入では国庫補助金・企業債が、支出では施設の建設改良費・企業債償還金が該当する。

また、公営企業会計では、日々の取引を会計処理の原則に従って、収益、費用、資産、負債及び資本の増減、資産の異動を仕訳記帳するための計算の区分として、勘定科目を設定する必要がある。

勘定科目の設定は、事業の実態に応じて決定すべきだが、任意適用事業においては地方公営企業法施行規則第2章(第3条~第7条)及び同則別表第1号に定める勘定科目表の区分や「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について(通知)」(平成24年10月19日付け総財公第99号)及び「地方公営企業の会計規程(例)について」(平成24年10月19日付け総財公第98号)に準じて会計規程等で定める。

予算編成の流れを含めて、最終的に予算書が完成するまでのフローを確立する。

■移行時の予算編成のフロー



②予算書記載事項

公営企業会計の予算に記載すべき事項については地方公営企業法施行令(以下「令」という。)第17条第1項各号に定められており、各条文の形式をもって示す、いわゆる文言形式となっている。

また、予算は支出の規制に重点が置かれた拘束性の強い一般会計等予算と異なっている。

■予算書記載事項

| 項目 | 内容 | 予算様式 |
|------------------------------|---|--------|
| 業務の予定量 | 当該年度の活動の基本的目標として業務の予定量を定める。記載項目は、他団体の例を参考に、主要建設改良事業の概要等を記載する。 | 第 2 条 |
| 収益的収入・支出 | 当該年度の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上する。 | 第 3 条 |
| 資本的収入・支出 | 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する場合は、その不足額を企業内に留保している資金で補塡するが、その補塡財源の内訳についても括弧書きで記載する。 | 第 4 条 |
| 継続費 | 予算科目の款項区分、事業名、総額、年度及び年割額を記載する。 | 第 5 条 |
| 債務負担行為 | 債務負担行為の内容、期間及び年度ごとの限度額を記載する。 | 第 6 条 |
| 企業債 | 企業債発行の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法 を記載する。 | 第7条 |
| 一時借入金の限度額 | 限度額には、起債前借は含まないが、他会計からの一時借入金 は含む。 | 第 8 条 |
| 予定支出の各項の経費の金額の 流用 | 各款又は各項の間における流用を許すべき項目について定める。 | 第9条 |
| 議会の議決を経なければ流用す ることのできない経費 | 職員給与費、交際費以外の項目についても流用禁止項目として定めてもよい。 | 第 10 条 |
| 一般会計又は他の特別会計から の補助金 | 3 条及び 4 条予算に含まれる補助金について、補助を行う会計 名、金額およびその理由を記載する。 | 第 11 条 |
| 利益剰余金の処分 | 処分予定の利益剰余金について、使途と金額を記載する。 | 第 12 条 |
| たな卸資産購入限度額 | 当該年度内に購入するたな卸資産の購入限度額を記載する。 | 第 13 条 |
| 重要な資産の取得及び処分 | 条例で基準を定めた重要な資産の取得及び処分について、その 種類、名称、処分の態様を記載する。 | 第 14 条 |

■予算書内容

予算に関する説明書

- 予算の実施計画
- 予定キャッシュフロー計算書
- 一給与費明細書
- -継続費に関する調書
- 債務負担行為に関する調書
- 予定貸借対照表
- 予定損益計算書

(4) 打ち切り決算

①打ち切り決算の全体像

法適用化にあたり、法適用日の前日をもって従前の官庁会計(特別会計)の会計年度を精 算し、新たに公営企業に引き継がれることとなるため、いわゆる打ち切り決算が必要となる。



打ち切り決算では従前の決算方式により行うこととなる(地方公営企業法施行令第4条第1項本文後段)が、以下のような特例的取り扱いを把握する必要がある。

■出納閉鎖と決算作成

法適用日の前日の属する会計年度は、出納整理期間は存在せず、同日をもってすべての出納が打ち切られ、会計管理者は証書類とともに出納閉鎖後3ヶ月以内に決算を長に提出しなければならない(自治法第233条第1項)。

■歳入不足(繰上充用は不可)、あるいは歳入歳出差引残額

法適用日の前日の属する会計年度の歳入が歳出に不足する場合は、繰り上げ充用ができないため、歳入不足額として決算に計上する(地方公営企業法施行令第4条第1項ただし書)。逆に歳入歳出差引額が生じる場合は、決算書には次の例により記載する。なお、法適用日の前日の属する会計年度から繰り越される剰余金は、引継現金として4条予算本文かっこ書の補塡財源に使用する場合を除いては、法適用日の属する会計年度の予算に計上する必要はない。

例:歳入歳出決算書(公共下水道事業特別会計)

歳入(地方自治法施行規則別記様式による)

歳出 (同上)

歳入歳出差額 ▲,▲▲▲円

なお,この残額は,公共下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い,同法の規定による特別会計へ引き継いだ。

■一時借入金措置(借換えの特例)

法適用日の前日の属する会計年度の決算について歳入不足額を生じた場合において、自治法第235条の3第1項の規定による一時借入金があって償還することができないときは、その償還することができない金額を限度として借り換えることができることとされている(地方公営企業法施行令第4条第2項及び地方公営企業法第29条第2項ただし書)。この借り換えた一時借入金は、予定開始貸借対照表上の一時借入金として整理し、法適用日の属する事業年度内に借入金以外の収入をもって償還しなければならない。

②資金不足回避への対応

法適用後の資金不足を避けるため、工事等の精算による支払と起債借入、国庫補助金等の収納を整理する。特に起債については法適用前年度の3月31日までに必ず発行・資金化が必要である。

法適用後は、出納整理期間がないため、未収企業債は、借入申請の申込期限、借入後の支払利息も考えながら、資金化のスケジュールを検討する必要がある。

なお、工期や金額の確定時期を整理して資金不足にならないように慎重に対応する。また、資金不足回避に向けて、下記のような資金繰り計画表を作成し対応する。

■資金繰り計画表作成例

■資金繰り表 計画(R1支払い実績及びR2年度予算に基づく)

| | 消費稅率 10% (單位: · T | | | | | | | | | | | | | | (単位:千円) | | | | | |
|-----|-------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| | | ※R1実績参考 | R2年度予算 | R2/4月 | R2/5月 | R2/6月 | R2/7月 | R2/8月 | R2/9月 | R2/10月 | R2/11月 | R2/12月 | R3/1月 | R3/2月 | R3/3月 | R3/4月 | R3/5月 | 未収/未払 | 年間合計 | コメント |
| I & | 常資金収支 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経 | 分担金及び負担金/使用料手数料 | 231, 281, 260 | 226, 023, 000 | 15, 821, 610 | 6, 780, 690 | 29, 382, 990 | 6, 780, 690 | 29, 382, 990 | 9, 040, 920 | 27, 122, 760 | 11, 301, 150 | 29, 382, 990 | 6, 780, 690 | 29, 382, 990 | 9, 040, 920 | 13, 561, 380 | 2, 260, 230 | 15, 821, 610 | 226, 023, 000 | R1実績に基づき按分 |
| 常 | 補助金収入(国/一般会計) | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 0 | | | | 0 | 0 |
| 収 | その他 | 2, 807, 448 | 358,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 28,000 | | | | 358, 000 | 4月から12月等分 |
| λ | 経常収入小計 (A) | 234, 088, 708 | 226, 381, 000 | 15, 851, 610 | 6,810,690 | 29, 412, 990 | 6, 810, 690 | 29, 412, 990 | 9, 070, 920 | 27, 152, 760 | 11, 331, 150 | 29, 412, 990 | 6,810,690 | 29, 412, 990 | 9, 068, 920 | 13, 561, 380 | 2, 260, 230 | 15, 821, 610 | 226, 381, 000 | |
| | 人件費支払 | 10, 970, 625 | 11, 142, 000 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | 928, 500 | | | 0 | 11, 142, 000 | 4月から12月等分 |
| | 物件費支払 | 26, 201, 480 | 26, 916, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | 2, 243, 000 | | | 0 | 26, 916, 000 | 4月から12月等分 |
| | 役務費・委託費支払 | 161, 509, 246 | 168, 688, 000 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 333 | 14, 057, 337 | | | 0 | 168, 688, 000 | 4月から12月等分 |
| 経 | 負担金等支払 | 443, 150 | 493,000 | 41,083 | 41,083 | 41, 083 | 41, 083 | 41,083 | 41,083 | 41,083 | 41,083 | 41,083 | 41,083 | 41,083 | 41, 087 | | | 0 | 493, 000 | 4月から12月等分 |
| 常 | 維持補修費 | 22, 685, 915 | 13, 176, 000 | 1, 098, 000 | 1,098,000 | 1,098,000 | 1, 098, 000 | 1, 098, 000 | 1, 098, 000 | 1,098,000 | 1, 098, 000 | 1, 098, 000 | 1,098,000 | 1, 098, 000 | 1, 098, 000 | | | 0 | 13, 176, 000 | 4月から12月等分 |
| 支 | 支払利息 | 14, 097, 212 | 13, 217, 000 | | | | | 17, 182 | 6, 718, 202 | | | | | 15, 860 | 6, 465, 756 | | 0 | 0 | 13, 217, 000 | R1実績に基づき按分 |
| 出 | 消費税·租税支払 | 12,300 | 7, 513, 000 | | | | | | | 7,513,000 | | | | | | | | 0 | 7, 513, 000 | 消費税の支払い |
| | 繰出金支払い | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| | その他支払 | 183,970 | 3, 546, 000 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | 295, 500 | | | 0 | 3, 546, 000 | 4月から12月等分 |
| | 経常支出小計 (B) | 236, 103, 898 | 244, 691, 000 | 18, 663, 416 | 18, 663, 416 | 18, 663, 416 | 18, 663, 416 | 18, 680, 598 | 25, 381, 618 | 26, 176, 416 | 18, 663, 416 | 18, 663, 416 | 18, 663, 416 | 18, 679, 276 | 25, 129, 180 | 0 | 0 | 0 | 244, 691, 000 | |
| 経常 | 資金収支過不足(A-B) | ∆2,015,190 | ∆18, 310, 000 | △2, 811, 806 | ∆11,852,726 | 10, 749, 574 | ∆11,852,726 | 10, 732, 392 | △16, 310, 698 | 976, 344 | △7, 332, 266 | 10, 749, 574 | ∆11,852,726 | 10, 733, 714 | ∆16,060,260 | 13, 561, 380 | 2, 260, 230 | 15, 821, 610 | ∆18,310,000 | |
| I 彩 | 常外資金収支 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財 | 地方債発行 | 92, 900, 000 | 50, 800, 000 | | | | | | | | | | | | 50, 800, 000 | | | 0 | 50, 800, 000 | R1実績に基づき按分 |
| 務 | 出資金 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 補助金収入(国県) | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 投 | 補助金収入(一般) | 50, 811, 447 | 73, 684, 000 | | | 58, 210, 360 | | | 22, 105, 200 | | | | | | 5, 157, 880 | | ∆11, 789, 440 | ∆11,789,440 | 73, 684, 000 | R1実績に基づき按分 |
| 資 | 補填財源 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 収 | その他経常外収入 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| λ | 財務収入小計(C) | 143, 711, 447 | 124, 484, 000 | 0 | | 58, 210, 360 | 0 | 0 | 22, 105, 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55, 957, 880 | 0 | ∆11, 789, 440 | ∆11,789,440 | 124, 484, 000 | |
| 財 | 人件費 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 務 | 工事改良費 | 93, 783, 700 | 55, 803, 000 | | | 13, 191, 829 | 5, 730, 967 | 33, 482 | 33, 482 | 30, 451, 696 | 1, 439, 717 | 172, 989 | | 2, 170, 737 | 1, 863, 820 | 714, 281 | | 714, 281 | 55, 803, 000 | R1実績に基づき按分 |
| . 投 | その他負担金等 | 3, 243, 793 | 3, 973, 000 | | | | | | | | | | | | 3, 973, 000 | | | 0 | 3, 973, 000 | R1実績に基づき按分 |
| 以資 | 地方債償還 | 44, 668, 764 | 46, 398, 000 | | | | | 185, 592 | 22, 827, 816 | | | | | 231, 990 | 23, 152, 602 | | | 0 | 46, 398, 000 | R1実績に基づき按分 |
| 支 | その他(補償費) | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | R1実績に基づき按分 |
| 出 | 財務支出(D) | 141, 696, 257 | 106, 174, 000 | 0 | 0 | 13, 191, 829 | 5, 730, 967 | 219, 074 | 22, 861, 298 | 30, 451, 696 | 1, 439, 717 | 172, 989 | 0 | 2, 402, 727 | 28, 989, 422 | 714, 281 | 0 | 714, 281 | 106, 174, 000 | |
| 財務 | 収支過不足(C-D) | 16, 596, 936 | 18, 310, 000 | 0 | 0 | 45, 018, 531 | ∆5, 730, 967 | ∆219,074 | ∆756,098 | ∆30, 451, 696 | ∆1, 439, 717 | △172,989 | 0 | △2, 402, 727 | 26, 968, 458 | ∆714,281 | ∆11, 789, 440 | △12, 503, 721 | 18, 310, 000 | |
| | 収入合計 | 377, 800, 155 | 350, 865, 000 | 15, 851, 610 | 6,810,690 | 87, 623, 350 | 6, 810, 690 | 29, 412, 990 | 31, 176, 120 | 27, 152, 760 | 11, 331, 150 | 29, 412, 990 | 6,810,690 | 29, 412, 990 | 65, 026, 800 | 13, 561, 380 | ∆9, 529, 210 | 4, 032, 170 | 350, 865, 000 | |
| | 支出合計 | 377, 800, 155 | 350, 865, 000 | 18, 663, 416 | 18, 663, 416 | 31, 855, 245 | 24, 394, 383 | 18, 899, 672 | 48, 242, 916 | 56, 628, 112 | 20, 103, 133 | 18, 836, 405 | 18, 663, 416 | 21, 082, 003 | 54, 118, 602 | 714, 281 | 0 | 714, 281 | 350, 865, 000 | |
| | 総合資金収支過不足 | 0 | 0 | ∆2, 811, 806 | ∆11,852,726 | 55, 768, 105 | △17, 583, 693 | 10, 513, 318 | △17, 066, 796 | △29, 475, 352 | ∆8, 771, 983 | 10, 576, 585 | ∆11,852,726 | 8, 330, 987 | 10, 908, 198 | 12, 847, 099 | ∆9, 529, 210 | 3, 317, 889 | 0 | |
| | 前月/前年度繰越 | 0 | 0 | 0 | ∆2,811,806 | △14,664,532 | 41, 103, 573 | 23, 519, 880 | 34, 033, 198 | 16, 966, 402 | △12, 508, 950 | ∆21, 280, 933 | △10,704,348 | ∆22,557,074 | △14, 226, 087 | ∆3,317,889 | ∆3, 317, 889 | 4, 032, 170 | △12,847,099 | |
| | 次月/次年度繰越 | 0 | 0 | △2, 811, 806 | △14,664,532 | 41, 103, 573 | 23, 519, 880 | 34, 033, 198 | 16, 966, 402 | △12,508,950 | △21, 280, 933 | ∆10,704,348 | △22, 557, 074 | △14, 226, 087 | ∆3,317,889 | 9, 529, 210 | △12,847,099 | 714, 281 | ∆12,847,099 | |

※R2年末 (R3.3月末)資金不足予想額 △3,317,889

8. システム導入基本方針

地方公営企業法の適用に際し、従来の官庁会計から公営企業会計(複式簿記)に移行されることになる。これに伴い、公営企業会計に対応した経理処理を行うための会計システムが必要となるが、これまでの会計システムは、経理や会計管理といった機能のみとなっていたが、今後は、一般企業などと同様の経営管理システムを備えた会計システムの導入検討が必要である。

これらを踏まえ、会計システムについては以下の機能・要件を示す。

- ①地方公営企業法等の関係諸法令、地方公営企業会計制度、当町の例規等に準じた内容とし、これらの改正等に迅速に対応が図れるシステムであること。
- ②短い期間で安定稼働を実現するため、上下水道事業で実績があること。
- ③公営企業に係る専門的な知識が無くても、容易に伝票起票や仕訳を行うことが出来ること。
- ④個人情報保護、サーバーやクライアント等の使用制限・アクセス管理等、セキュリティ対策を十分かつ確実に対応できること。
- ⑤地方公営企業会計について、精通したスタッフにより必要なサポートを受けられること。
- ⑥データの定期的なバックアップ機能を有し、外部媒体へのバックアップが行えること。
- ⑦5年間の使用に耐える耐久性を備え、データが破損した場合でも速やかにデータ復元が可能であること。
- ⑧発注者と協議を行い、組織、担当者、システム利用権限、伝票入力情報(決裁欄、伝票摘要等)の 初期マスタを設定できること。
- ⑨発注者が用意する基本データ(予算科目・勘定科目、資産情報、債権者、債務者、金融機関等)の 取り込み、又はデータ構築ができること。
- ⑩経営管理や分析など管理会計が会計上のデータから排出できること。
- ※管理会計とは、経営改善目的のために、決算書や元帳などの制度会計の結果を引用した経営数値並びに独自に収集したデータを問題解決のために分析・活用する会計技術である。 一般的には以下の手法が用いられる。
- ●原価計算(部門別、地域別、汚水・雨水別原価)
- ●部門別損益
- ●損益分岐点分析
- ●キャッシュフロー分析
- ●経営指標分析
- ●予算実績管理

9. さいごに

下水道事業は、公共用水域の水質保全・生活環境の保全及び改善・浸水防除を図り、住民の生命、財産及び水環境を守る大きな役割を担っている。

少子高齢化に伴う人口減少、処理水量の減少に伴い収益が低下する中で、物価上昇による 維持管理費の増加や老朽化した施設の更新等の費用は増加し、下水道事業の経営状況はより 一層厳しくなることが予測される。

将来にわたり安定的なサービスを提供するためには、持続可能な下水道事業の経営を目指す必要があり、法適用化により経営状況を把握・分析し、経営戦略で中長期的な投資・財政計画を策定、経営比較分析表で経営の「見える化」を図り、使用者と情報共有することで下水道事業への理解と協力を求めながら、更なる健全な経営に努める。